

オーストラリア・ニュージーランド銀行は、
格付会社スタンダード&プアーズ社より
「AA-」以上の評価を取得する数少ない銀行のひとつです。

AA-

スタンダード&プアーズ社による当行の信用格付（長期社債格付）

最上位の国債格付を有する国、
オーストラリア。

AAA

スタンダード&プアーズ社によるオーストラリアの信用格付（国債の自国通貨建長期信用格付）

Aaa

ムーディーズ社によるオーストラリアの信用格付（国債の自国通貨建長期信用格付）

※上記すべて2014年1月7日現在

オーストラリア・ニュージーランド銀行では、
お客様にわたくしどもをご理解いただくための指標のひとつとして、
格付会社からの「格付」を提示させていただいております。

【格付会社に関するご留意事項】

金融商品取引法及び銀行法改正に伴い、2010年10月1日より、無登録の格付会社（含む海外の格付会社）の付与した格付を金融商品取引業者等が利用して勧誘を行う場合、格付会社が無登録である旨、及び登録の意義等の説明を行なうことになりました。

オーストラリア・ニュージーランド銀行では、かねてより海外の格付会社スタンダード&プアーズ社およびムーディーズ社による信用格付をご提示してまいりましたが、海外の格付会社が付与する信用格付は、日本の法律（金商法）上、無登録業者の信用格付という扱いになります。それらの格付会社の格付を利用する金融商品取引業者等（銀行、証券会社等）には、一定の説明義務（金商法第38条第3号等）が生じることになります。

お客様には今後、海外の格付会社から提供される信用格付を参照される上で、その格付が無登録業者による信用格付である旨、ご留意いただきますようご案内申し上げます。

詳細は裏面をご覧ください。

無登録格付に関するご説明

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法及び銀行法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付け業者について

スタンダード&プアーズ

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」と称します）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）

「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。この情報は、2011年10月3日に当行が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当行が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。この情報は、2011年10月3日に当行が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当行が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

2014年1月7日現在

オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

【商号】オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）【登録金融機関】関東財務局長（登金）第622号【加入協会】一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング33階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目2番2号 ヒルトンプラザウエスト オフィスタワー17階

TEL.06-6456-1231

名古屋出張所 〒450-6215 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 ミッドランドスクエア15階

TEL.052-533-6971